

# 愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付等要綱

令和4年1月17日 制定  
令和4年9月21日 一部改正  
令和5年12月20日 一部改正

## (通 則)

第1 愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、本県の施設園芸の維持・発展のため、燃油価格の高騰により経営環境が悪化した施設園芸農業者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付対象)

第2 交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 愛知県内に居住し、県内で施設園芸を営む農業者、又は愛知県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人であること。
- (2) 園芸用施設において、野菜類、花き類、果樹類を生産し、それらを販売していること。
- (3) 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く）に該当しないこと。
- (4) 対象期間中の営農実態が確認できること。

## 2 対象とする燃油

県内の園芸用施設の加温に供するため、令和5年10月から令和6年3月（以下「対象期間」という。）に購入したA重油及び灯油。ただし、別表1に掲げる交付申請期間内に、第4に定める交付申請書を提出できるものに限る。

## (支援金の交付)

第3 支援金の交付は、第2の2に定める対象期間中の各月ごとに、当該月の燃油平均価格（「農作物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）における全国A重油平均価格をいう。ただし、令和6年2月及び3月における当該月の燃油平均価格は、令和5年4月から令和6年1月の全国A重油平均価格の平均値とする）が、基準価格（過去7年間の加温期間（11月から翌4月）の全国A重油平均価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格（81.6円/リットル））を

超えた場合に行うものとする。

## 2 支援金の単価

施設園芸用燃油の単位数（リットル）当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式（灯油価格＝A重油価格×1.06）により算出する。

$$\text{支援金単価（円/リットル）（小数点第2位切捨）} = (\text{当該月の燃油平均価格（円/リットル）} \\ - \text{基準価格（円/リットル）}) \times 50\%$$

## 3 支援対象となる燃油数量

交付対象者が営農する園芸用施設の加温に供するために当該月に交付対象者自身が購入したA重油及び灯油の数量（以下「燃油数量」とする。）とする。ただし、納品書、請求書、領収書等により、交付対象者が購入したことを確認できるものに限る。

## 4 支援金の交付額

各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、油種ごとに算出された額を限度とする。

$$\text{当該月支援金交付額（円）（1円未満切捨）} = \text{支援金単価（円/リットル）} \\ \times \text{支援対象となる燃油数量（リットル）}$$

（交付申請）

第4 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号に、別表2に掲げる各書類を添付して、別表1に定める交付申請期間に知事に申請しなければならない。ただし、別表1に定める第2回申請において、第1回申請の内容から変更がない場合においては、別表2に定めるとおり、一部の書類の添付を省略することができる。

2 前項の規定による申請書は、配達記録を証明できる郵送方法により、愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金受付センターへ1部提出するものとする。

（交付決定及び額の確定）

第5 知事は第4の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付を決定するとともに、規則第14条に基づき、

支援金額の確定を行うものとする。

- 2 前項の規定による交付決定及び支援金額の確定通知は、申請者への支援金の入金をもって行うものとする。

(実績報告)

- 第6 規則第13条に定める実績報告は、第4に定める書類をもって代えるものとする。

(省エネルギー取組計画)

- 第7 申請者は省エネルギー生産管理チェックシート(改定第3版)(「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート(改定3版)について」(令和3年6月22日付け3生産第662号農林水産省生産局長通知)に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定3版】」)の実践を必須の取組とする省エネルギー取組計画を策定し、10a当たりの燃油使用量を前年比10%以上削減することに取り組むとともに、別表2に示すとおり、取組中の省エネルギー生産管理チェックシートの写しを第4に定める申請書に添えて提出しなければならない。

(農業協同組合等による取りまとめ)

- 第8 申請者は第4に定める申請書類の提出を農業協同組合又は農事組合法人(以下「農業協同組合等」という。)に委任することができる。

- 2 前項の規定による場合、農業協同組合等は、別紙様式第2号に別紙様式第2号別添(申請者一覧)及び各申請者の申請書(添付書類を含む。)を添付して提出するものとする。なお、申請者が施設園芸農家であること、対象となる品目を販売していることが確認できる書類等を農業協同組合等が所有しており、県からの求めに応じて、それらを速やかに提示できる場合にあっては、申請者は申請書に添付する書類のうち別紙様式1号別添3、4、5の添付を省略することができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

- 第9 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団の排除)

- 第10 愛知県暴力団排除条例(平成22年愛知県条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条

例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付の対象としない。

- 2 申請者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第4の申請をしたときに前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

(附 則)

この改正は、令和4年9月21日から施行する。

(附 則)

この改正は、令和5年12月20日から施行する。